

上場商品の多様化に向けたETFの上場制度の整備に伴う「業務規程」等の一部改正等について

平成22年7月12日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

近年、世界的にETF（上場投資信託Exchange Traded Fund）市場の拡大が進み、我が国においても関係法令の整備とともにETFの商品拡大が図られている中、昨年には、東海財務局より「『東海型金融モデル』にかかる提言」として、当取引所の投資機会の提供機能の強化及びETF等取扱商品の多様化が提言されています。

当取引所としても、ニーズが高く利便性の高い商品の上場の可能性を幅広く提供していくことが、投資家や取引参加者等の市場関係者に対する使命であると考えており、多様なETFの上場を可能とするため、ETFの上場制度を整備することとします。今回の改正は、これに伴い、「業務規程」等の一部改正等を行うものです。

II. 改正概要

(備 考)

1. 上場対象

次の①又は②に該当するものを上場対象とします。

①内国ETF

金融商品取引法（以下「法」という。）第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券であって、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託に係るもので、次のa又はbに適合するもの

a 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券であること。

b 投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券であること。

②外国ETF

法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券であって、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する外国投資信託に係るもの及び同項第11号に規定する外国投資証券であって、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用するもの

・ETFに関する有価証券上場規程の特例（以下「ETF特例」）第2条第38号、第7条第1項第2号a

・ETF特例第2条第3号

2. 上場申請

ETFの上場は、上場申請銘柄に係る管理会社及び信託受託者

・ETF特例第3条第1

(外国投資証券に該当する外国ETFについては、外国投資法人及び管理会社)の申請により行うこととします。

項

3. 上場審査基準

内国ETFについては、次の(1)から(10)までに適合することとします。外国ETFについても、内国ETFの上場審査基準に準じた基準としますが、外国金融商品取引所等において上場されていることなどの本国要件に係る基準を別に設けることとします。

・ETF特例第7条

(1) 管理会社が、社団法人投資信託協会の会員であり、新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報を適切に把握することができる状況にあること等について書面で確約していること。

・ETF特例第7条第1項第1号、第3号

(2) 投資信託約款に、次の内容が記載されていること。

・ETF特例第7条第1項第2号b

a 投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用すること。

b 投資信託契約の期間の定めがないこと。

c 投資信託契約の一部解約が行われないこと。

d 計算期間が1か月以上であること。

e 取得申込みの勧誘が公募により行われること。

f 金融商品取引所に上場されること。

g 上場した全ての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に投資信託を終了させること。

h 一部解約に係る換価の方法

(3) 指定参加者が、適格機関投資家であり、かつ、2社以上であること。

・ETF特例第7条第1項第2号c

(4) 交換が行われる場合の当該投資対象資産である有価証券又は商品が換価の容易な資産であると認められること。

・ETF特例第7条第1項第2号d

(5) 法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引にかかる権利又は投資信託法施行規則第19条第3項第1号に掲げるものに対する投資として運用すること。

・ETF特例第7条第1項第2号e

(6) 新規上場申請銘柄に係る指標が、次のaからgまでに適合すること。

・ETF特例第7条第1項第2号f

a 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。

b 法第163条第1項に規定する特定有価証券等の価格に係る指標にあつては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。

c 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄の変更があり得るものにあつては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。

- d 指標及びその算出方法が公表されているものであること。
 - e 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあつては、その構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が公表されているものであること。
 - f 有価証券又は商品の価格に係る指標にあつては、その投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること（その構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。）。
 - g 法第2条第25項に規定する金融指標（商品の価格を含む。）又は商品取引所法第2条第5項に規定する商品指数にあつては、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率をこれらの指標の変動率に一致させるために必要な法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること（当該デリバティブ取引に係る権利又は当該商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限る。）。
- (7) 純資産額と指標の相関性について、次の a から c までのいずれかに適合すること。
- a 特定の指標が有価証券その他の資産の価格に係る指標である場合において、当該指標における時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄若しくは各種類（当該指標が単純平均型のものである場合は、原則として指標構成全銘柄）の有価証券その他の資産又は当該各銘柄の価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産に組み入れられることが見込まれること。
 - b 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産に組み入れられることが見込まれること。
 - c 新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関があり、当該指標の変動が当該一口あたりの純資産額に適正に反映されると見込まれること。
- (8) 円滑な流通の確保について、次の a から c までに適合すること。
- a 貸借取引を行うために十分な量の受益証券の借入れが可能であると認められること。
 - b 指定参加者である取引参加者が、当取引所の市場における新規上場申請銘柄の円滑な流通の確保に努める旨を確約すること。
- E T F 特例第 7 条第 1 項第 2 号 g
- E T F 特例第 7 条第 1 項第 2 号 h

<p>c 新規上場申請銘柄の円滑な流通及び公正な価格形成を阻害する要因が認められないこと。</p>	
<p>(9) 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券又は特定の者との契約に係る権利を投資信託財産に組み入れる新規上場申請銘柄にあつては、上場後継続的に運用が行われる見込みがあり、かつ、運用の継続性の確保及び投資信託財産の毀損の可能性の軽減のための当該有価証券の発行者又は当該契約の相手方の信用状況等に関する管理体制その他の適切な体制が管理会社において整備されていること。</p>	<p>・ E T F 特例第 7 条第 1 項第 2 号 i</p>
<p>(10) その他、財務諸表等への虚偽記載、公認会計士等の監査意見、指定振替機関の振替業における取扱い、公益又は投資者保護の観点に係る事項</p>	<p>・ E T F 特例第 7 条第 1 項第 2 号 j ~ l</p>
<p>4. 適時開示</p>	
<p>内国 E T F における管理会社は、次の(1)から(7)に係る当該上場 E T F に関する情報の適時開示を行わなければならないこととします。外国 E T F についても、内国 E T F に準じて適時開示を求めることとします。</p>	<p>・ E T F 特例第 9 条第 1 項</p>
<p>(1) 上場 E T F に係る日々の開示事項 (2) 管理会社の決定事実 (3) 管理会社の発生事実 (4) 信託受託者の決定事実 (5) 信託受託者の発生事実 (6) 上場 E T F に係る特定期間又は中間特定期間に係るファンドの決算の内容 (7) その他、いわゆるリンク債等に組入れられている有価証券等の信用格付の変更、管理会社が投資信託法第13条第1項各号に掲げる取引を行った場合の当該取引等</p>	<p>・ E T F 特例第 9 条第 2 項第 1 号、第 2 号</p>
<p>5. 実効性の確保</p>	
<p>「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に定める実効性の確保のための措置の規定は、上場 E T F について準用することとします。</p>	<p>・ E T F 特例第13条</p>
<p>6. 上場廃止基準</p>	
<p>内国 E T F については、次の(1)から(6)までに該当する場合に、その上場を廃止することとします。外国 E T F についても、内国 E T F の上場廃止基準に準じた基準としますが、外国金融商品取引所等において上場廃止が決定された場合などの本国要件に係る基準を</p>	<p>・ E T F 特例第14条</p>

設けることとします。

- (1) 管理会社が、次の a から e までのいずれかに該当する場合
 - a 法第50条の2第2項の規定により、金融商品取引業の登録が失効した場合
 - b 法第52条第1項又は第54条の規定により、金融商品取引業の登録を取り消された場合
 - c 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合
 - d 商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として投資信託財産の運用を行う上場ETFについて、当該運用に係る業務を行う者でなくなった場合
 - e 社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合
- (2) 信託受託者が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合
- (3) 次の a から h までのいずれかに該当する投資信託約款の変更が行われる場合
 - a 投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する旨の定めがなくなる場合
 - b 投資信託契約の期間の定めが設けられる場合
 - c 信託契約期間中において、受益者が投資信託契約の一部解約を請求することができることとなる場合
 - d 計算期間が1か月未満となる場合
 - e 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる旨の定めがなくなる場合
 - f 受益証券が金融商品取引所に上場される旨の定めがなくなる場合
 - g すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に投資信託を終了するための手続を開始する旨の定めがなくなる場合
 - h 受益者の請求により信託契約期間中に投資信託契約の一部解約をする場合には、管理会社は信託受託者に対し、投資信託財産等に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益証券の当該投資信託財産等に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図する旨の定めがなくなる場合
- (4) 適格機関投資家以外の者を指定参加者とすることについての決定をした場合若しくは適格機関投資家であった指定参加者が適格機関投資家でなくなった後、継続して1か月以上経過した場合又は継続して6か月以上指定参加者が2社未満となっているとき。
- (5) 上場ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の相関係数が

・ETF特例第14条第1項第1号

・ETF特例第14条第1項第2号

・ETF特例第14条第1項第3号b

・ETF特例第14条第1項第3号c、d

・ETF特例第14条第1

<p>0.9未満となった場合において、1年以内に0.9以上とならないとき。</p>	<p>項第3号e</p>
<p>(6) その他、有価証券報告書等の提出遅延又は虚偽記載、公認会計士等の監査意見、上場契約違反、上場ETFに係る投資信託契約の終了、指定振替機関の振替業における取扱いの終了、公益又は投資者保護の観点に係る事項</p>	<p>・ETF特例第14条第1項第3号f～k</p>
<p>7. 上場に関する料金</p> <p>管理会社及び外国投資法人は、上場審査料、新規上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金を当取引所が定めるところにより支払うものとします。</p>	<p>・ETF特例第19条</p>
<p>8. 売買制度</p> <p>株券と同様の取り扱いとします。なお、外国ETFの新規上場時の売買単位について、上場申請日の前1年間の外国の主たる金融商品取引所における終値平均の円換算価格が5,000円未満の銘柄は10口単位とし、それ以外の銘柄は1口単位とします。</p>	<p>・業務規程第15条、外国株券の売買単位に関する規則第2条第2項等</p>
<p>9. 決済制度</p> <p>証券保管振替機構における口座振替により行います。</p>	<p>・ETF特例第7条第1項第2号k等</p>
<p>10. その他</p> <p>その他所要の整備を行います。</p>	

Ⅲ. 施行日

平成22年7月15日から施行します。

以 上